

# 郵便による税務関係証明書の申請について

○申請は、納税者（所有者）本人に限ります。

## 1 申請方法

申請書、手数料（定額小為替）、返信用封筒（切手を貼付したもの）、申請者の身分を証明するもののコピーを同封し、下記の宛先に送付してください。

※ 身分を証明するものとは、運転免許証、健康保険証、パスポート、外国人登録証等公的機関が発行したもの

## 2 申請書

所定の申請書用紙またはふつうの便せん用紙で申請できます。

- ・ 所定の申請用紙の場合は、必要事項を記入し、押印してください。
- ・ 便せん用紙の場合は、請求者の住所（1月1日以降住所を変更された場合は、新旧の住所）、氏名、生年月日、電話番号、何年度の何の証明および必要通（枚）数を記載し押印してください。

## 3 手数料（定額小為替）

手数料は1通（枚）につき200円となりますので、必要通数分の定額小為替を同封してください。（定額小為替は、郵便局で購入できます。）

## 4 返信用封筒

返信用封筒には、あなたの住所・氏名を書いて切手を貼ったものを同封してください。目安としては、定形封筒で証明書（A4サイズ）が3～4枚程度（25gまで）であれば80円※で足りる。請求通（枚）数が多い場合は、余分に同封してください。（※定形50gまで 90円、定形外50gまで 120円）

## 5 郵便により申請できる証明書等

- ・ 納税証明書（町県民税・固定資産税・国保税・法人町民税・軽自動車税）  
（町県民税・固定資産税・国保税・軽自動車税は1通の証明書にまとめて3年度、8件まで証明できます。法人町民税は、1通で3年度分証明できます。）
- ・ 車検用軽自動車税納税証明書（車検以外に使用できません・・・無料）

※必ず車のナンバーを記入してください。

- ・所得証明書（前年中の所得を翌年度（課税年度）で証明します。例えば平成20年中の所得については、平成21年度所得証明書となります。）
- ・非課税証明書（所得証明書に同じ）
- ・町民税決定証明書（所得証明書に同じ）
- ・土地評価証明書、家屋評価証明書（1通に6件まで証明できます。）
- ・土地公課証明書、家屋公課証明書（1通に6件まで証明できます。）
- ・公図の写（A3サイズ）
- ・営業証明書（個人・法人）
- ・所在証明書（法人）

## 6 その他

相続等で納税者（所有者）本人が申請できない場合は、お電話にてご相談ください。

## 7 申請書送付先

横瀬町役場税務課

〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地

TEL 0494-25-0113（直通）

TEL 0494-25-0111（代表）

申請書用紙

記入例